1 取扱いの基本

- (1) 申請内容に錯誤があった場合は、過小評価については自己評価点で評価(点数変更なし)、過大評価については最低点による再評価(0点)とし、具体的な判断基準は2のとおりとする。(複数の評定点の合計値を評価点とする「資格取得の取組」、「建設キャリアアップシステムの取組」及び「災害活動の実績等」については、合計値からなる評価点をもって過大評価又は過小評価の判定を行う。)
- (2) 申請内容を証明する資料が提出されない場合は、その項目は最低点による再評価(0点)とする。
- (3) 配置予定技術者の要件について、申請した技術者以外の者を配置しようとする場合は、配置予定技術者の要件に係る項目は最低点による再評価(0点)とする。
- (4) 専任補助者の配置が認められない(主任技術者又は監理技術者として若手又は女性を登用しない場合) にもかかわらず専任補助者を配置する申請とした場合は、専任補助者の能力等で評価を行う項目は最低 点による再評価(0点)とする。

2 具体的な判断基準

2 具体的な判断基準 評価項目		申請内容に錯誤があった場合		
		自己評価点(点数変更なし)	最低点再評価(O点)	
企業の施工能力	施工実績経営品質の取組	・自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 ・申請が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 ・申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合 ・自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 ・実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類等で実績が確認された場合	・自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 ・申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 ・対象期間外の実績を申請した場合 ・客観性の乏しい証明書類により証明した場合 ・対象期間外の実績を申請した場合 ・対象外の表彰実績又はISO取得実績等を申請した場合	
	資格取得の取組 建設キャリアアップシ ステムの取組	・自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 ・実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合 ・自己評価点が申請実績より下位の配点の場合	・対象期間外の実績を申請した場合 ・評価項目「雇用対策の実績」における新規雇用の評価対象者と同一の者を申請した場合 ・①②の申請実績の両方又はいずれか一方が確認できない場合 ・②の実績を申請した場合において、事業者登録が確認できない場合	
		・事業者登録なしで申請したにもかか わらず、証明書類等で登録が確認さ れた場合。		
配置予定技術者の要件	配置予定技術者の資格と経験年数	・自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 ・申請が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合 ・申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合	・自己評価点が申請実績より上位の配点の場合・申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合・今回の発注業種に応じた資格でない場合	

評価項目		申請内容に錯誤があった場合		
		自己評価点(点数変更なし)	最低点再評価(0点)	
配置予定技術者の要件	配置予定技術者の継続 教育(CPD)の取組 若手技術者又は女性技 術者の配置の有無	・自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 ・申請が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合・申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合	・自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 ・申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 ・証明書類が指定した期間外の場合 ・指定した証明書類で証明されなかった場合 ・自己評価点が申請より上位の配点の場合	
地域精通度等	地域内拠点の有無	・自己評価点が申請より下位の配点の場合	・自己評価点が申請より上位の配点の場合	
	災害活動の実績等	・自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 ・実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合	・自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 ・①②の申請実績の両方又はいずれか一方が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 ・対象期間外の実績を申請した場合 ・指定した証明書類で証明されなかった場合 ・証明書類が指定した期間外の場合	
	雇用対策の実績	・実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場 合	・対象期間外の実績を申請した場合 ・指定した証明書類で証明されなかっ た場合	
	無償奉仕活動の実績	・実績等なしで申請したにもかかわら ず、証明書類で実績が確認された場 合	・対象箇所(工事箇所かつ本社)以外の実績を申請した場合・対象期間外の実績を申請した場合・対象活動以外の実績を申請した場合・指定した証明書類で証明されなかった場合	
	維持修繕業務等の実績	・自己評価点が申請実績より下位の配点の場合・実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合	・自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 ・対象期間外の実績を申請した場合 ・対象業務(建築物の緊急修繕工事を含む)以外の実績を申請した場合 ・指定した証明書類で証明されなかった場合 ・客観性の乏しい証明書類により証明した場合	